民間被害者支援団体における研修カリキュラム・モデル案 作成に当たって

## 【目的・経緯】

犯罪被害者等に対する支援においては、支援に資する様々な法律や制度に関する知識 に加え、犯罪被害者等の心身の健康を含めた被害を回復させるための知識・技能が求め られている。

現状については、このような知識・技能を十分に持った人材の不足が指摘されており、「支援のための連携に関する検討会」最終取りまとめ(平成 19 年 11 月犯罪被害者等施策推進会議決定)においては、全国どこでも一定レベル以上の均質な支援が行われるためには、研修内容の統一を図る必要があるとされ、研修カリキュラムのモデル案を内閣府において作成することとされた。

本研修カリキュラム・モデル案は、上記最終取りまとめに基づき、全国の民間の団体で支援活動を行う者の一定レベル以上の支援の内容及び質を確保するため、作成するものである。

### 【本研修カリキュラム・モデル案作成方法】

平成 19 年度、国内外の民間被害者支援団体における研修の現状や課題を把握・分析し、支援者やその研修・育成の在り方等について検討するため、「民間被害者支援団体における支援者の育成に関する調査研究」を実施した。本調査研究においては、被害者支援に携わる者のレベルを 5 つに分類し、各レベルの支援者に求められる素養をまとめた。

平成 20 年 8 月、民間被害者支援団体における研修カリキュラム・モデル案作成ワーキングチームを設置し、同月~翌年 3 月まで、計 6 回のワーキングチームを開催した。民間支援団体には、全国被害者支援ネットワーク加盟団体等、犯罪被害者全般を支援する団体のほか、女性に対する暴力、児童虐待等支援対象に特化した団体が存在するが、それら全ての団体に対して汎用性のある研修カリキュラム・モデル案を作成するため、まず、犯罪被害者全般を支援する団体を対象としたモデル案を作成し、ワーキングチームにおいて、支援対象を特化した団体にも活用が図られるよう、調整を進めることとした。

作成に当たっては、まず、上記調査研究結果を参考としつつ、検討を重ね、実状に即したレベル区分の策定を行った。

その上で、ワーキングチーム構成員に、学習項目一覧、各レベル別カリキュラムを提案いただき、ワーキングチームにおいて、各団体の実状に配慮した汎用性のある研修カリキュラム・モデル案を作成するため、さらに検討を重ねた。

また、作成に係る事務作業については、株式会社ザ・コンベンションに委託した。

# 【本研修カリキュラム・モデル案における支援者区分】

支援者の名称	レベル区分	求められる役割・人材像
ボランティア	入門	・地域においては、身近に被害者がいた場合に、良き理解者として被害者を支える。 ・民間支援団体の活動においては、被害者と直接関わらない範囲で支援を行う(民間支援団体の指示に基づき、個人のスキルに応じて民間支援団体の支援業務を行う。)。
支援員	初級	・所属する団体の指示、または示された責任範囲の下、被害者に関わる支援業務と組織の事務的な業務を行う。 ・熟練した知識とスキルを持った支援員となるために、民間支援団体が行う支援業務全般の知識(相談員(前期)に進むための基礎知識)を持ち、支援活動等を通じて理解を深めていく。
相談員(前期)	中級	・相談員の指示の下、被害者に関わる支援業務を行うとともに、支援業務全般を行う相談員の業務を補助する。 ・相談員の業務に準じる形で、支援員としてのリーダーシップを持ち、支援活動のプラン素案を提案する。また、支援員の指導や各種会議等の運営の補助的な業務を行う。
相談員(後期)	上級	・各種相談支援業務を行うとともに、相談員(前期)等に助言、指導する。 ・被害者支援の責任者として意思決定を行い、被害者支援のプランニング及び管理を行う。
コーディネーター		・相談員の役割に加え、コーディネーターとして総合的な支援を行うとともに、自団体内の支援活動全般の把握を行う。 ・他の機関及び民間支援団体との連携促進を行う。

### 【民間被害者支援団体における研修カリキュラム・モデル案作成ワーキングチーム構成員名簿】

(リーダー) 瀬戸 真一 内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官

(構成員) 遠藤 智子 NPO法人全国女性シェルターネット事務局長

川喜田好恵 大阪府立女性総合センター事業コーディネーター

関根 剛 大分県立看護科学大学准教授、

(社) 大分被害者支援センター理事、臨床心理士

堤 宇一 NPO法人人材育成マネジメント研究会代表、

(株) 日立総合経営研修所 QCマネージャー

野﨑 響子 (社)被害者支援都民センター犯罪被害相談員、

社会福祉士

(オブザーバー) 藤島 克己 内閣府男女共同参画局推進課課長補佐

諏訪 五月 警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室課長補佐

(協力団体) 日本子どもの虐待防止民間ネットワーク

(敬称略)

#### 【本研修カリキュラム・モデル案を活用するに当たっての留意点】

- ① 本研修カリキュラム・モデル案は、最低限学習の必要があると考えられる項目を記載しているため、すでに、本研修カリキュラム・モデル案の内容以上の研修を実施している場合には、それを妨げるものではない。また、本研修カリキュラム・モデル案の対象は幅広く想定されているため、実際に研修カリキュラムを作成する際には、各民間支援団体の目的や活動に応じて適宜内容を変更されたい。
- ② 本研修カリキュラム・モデル案は、現に被害者支援及び支援者育成に携わる有識者において、これまでの経験等を踏まえ作成されたものである。各民間支援団体の状況や目的にあわせて随時改善を図られたい。
- ③ 本研修カリキュラム・モデル案は、民間支援団体のためのものであることから、本文においては、原則として民間支援団体において使用されている用語、簡潔な用語を用いている。そのため、必ずしも正式な名称ではない用語もあることから、特に注意すべき用語については、「本研修カリキュラム案に記載のある用語についての補足説明」(PV)を参照されたい。

### 【本研修カリキュラム・モデル案を活用した研修の留意点】

- ~「支援のための連携に関する検討会」最終取りまとめ(抄)~
- ① 犯罪被害者等の置かれた状況に応じた適切な支援が図られるよう、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体が存する地域の実情等に配意すべきである。
- ② 高度かつ広範な知識に加え、実践に裏打ちされた高い能力を身につけることができるよう、実践に重きをおいた内容にすべきである。
- ③ 支援の内容及び質を確保するためには、指導に当たる者の質も重要であることから、講師の人選に当たっては、犯罪被害者等の置かれている状況等について見識を持つ者等、適切な者を選ぶよう配意すべきである。また、そのような見識を備えるためには、大学等における被害者支援等に係る教育の充実が図られることが望まれることから、犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた犯罪被害者等支援に精通した心理職・精神科医・法律家等の養成に関する取組を一層進めていくべきである。
- ④ 支援の現状や犯罪被害者等を取り巻く社会環境の動向に応じた適切な支援を実施するため、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体においては、定期的に継続的な研修を実施すべきである。